

『北院御室御集』伝本考

— 宮内庁書陵部蔵『守覚法親王集』を中心に —

千 草 聡

〈一〉

守覚法親王の家集『北院御室御集』は、天理図書館や宮内庁書陵部・神宮文庫などに伝本があり、先覚により所収歌数一四五首の第一系統本（神宮文庫蔵本他）と、同一七八首の第二系統本（宮内庁書陵部蔵本）との二系統に大別されている。各々の成立事情については、下釜逸子氏が、家集所収歌の配列順序や詞書、及び『月詣和歌集』『千載集』など他歌集への入集状況を踏まえ、第一系統本（神宮文庫本他）は『千載集』撰集資料として編まれた守覚自撰の家集であり、A本（＝第二系統本、稿者注）は後世の書写者がその数十首を『御室五十首』『正治後鳥羽院初度百首』歌に差し替えた再編集本である、と考察されている。

確かに第一系統本には『月詣集』『千載集』入集歌が散見し、また治承二年夏頃守覚は俊成らに家集を献上させているから、治承から文治にかけて、守覚が家集を編んだ可能性は考えて良からう。ただ、稿者の考えでは、第二系統本を吟味し、第一系統諸本との本文異同や歌の配列順序などを比較検討することで、両者の伝本関係に若干の新見を提示できると思われる。そこで以下、第二系統本（以下、書陵部本と略）の文献学的考察を進め、ついで第一系統諸伝本との関係に及び、両系統本の関連性を考察してみたい。

〈二〉

書陵部本『守覚法親王集』の考察に入る前に、現存する諸伝本について粗々整理しておきたい。先に第一系統（神宮文庫本など）、第二系統（書陵部本）の二系統に大別されると述べたが、そこに掲げられた諸伝本は所収歌数・配列・本文異同の点から更に細かく分類でき、このほか二系統のいずれにも収めがたい抄出詠もある。そこで稿者が披見した計二二本について、所収歌数・配列順から私に分類したのが左である。（括弧内は所蔵番号等を示す）

《第一系統A本》

① 神宮文庫蔵『北院御室御集』（三／一三八〇） 写本一冊。天明二年写。

② 天理図書館蔵『北院御室御集』（301-319） 竹柏園旧蔵。写本一冊。江戸時代写。

③ 鳥原松平文庫蔵『北院御室御集』（136-24） 写本一冊。近世初期写。

④ 内閣文庫蔵『北院御室御集』（201-340） 「詠百首和歌」と合綴。写本一冊。江戸初期写。

⑤ 永井義憲氏蔵『北院御室御集』。

⑥ 群書類従巻二六五所収『北院御室御集』。

⑦ 慶応義塾大学図書館蔵『北院御室御集』（146-173-1）。「惠慶法師集・源賢法師集・夢想国師御詠草」と合綴。写本一冊。

⑧ 関西大学岩崎美隆文庫蔵『北院御室御集』。群書類従本（右⑥）の転写本。写本一冊。天保十五年写。

⑨ 統国歌大観所収『北院御室御集』。

⑩ 高松宮蔵『北院御室御集』。

《第一系統B本》

①榊原家蔵『守覚法親王集』（日本古典文学会編『榊原本私家集』所収）。内題「北院御室御集」。近世初期写。

《第一系統C本》

②河野信一記念文庫蔵『北院御室御集』（346-839）。
③東大図書館蔵『北院御室御集』（本居帙109-1656）。
④国会図書館蔵『北院御室御集』（202-87）「二十六人家集」六に所収。「式子内親王集」他と合綴。写本一冊。

《第二系統本》

⑤宮内庁書陵部蔵『守覚法親王集』（201.304）。内題「北院御室集」。写本一冊。近世初期写。

《家集末抄出詠》

⑥宮内庁書陵部蔵『八洲文藻』巻第八十五所収（4527）。
⑦彰考館蔵『統扶桑拾葉集』巻第三所収（和/七）。江戸前期写。目録題「家集の内」。

⑧彰考館蔵『八洲文藻後篇草稿』巻第八十五雜類八所収（和/七）。江戸前期写。目録題「家集の内」。

⑨彰考館蔵『八洲文藻』巻第八十四雜類八所収（和/七）。江戸後期写。目録題「家集の内」。

⑩盛岡中央公民館蔵『八洲文藻』巻第八十五所収（五九一）。

⑪盛岡中央公民館蔵『大八洲文藻』巻第八十五所収（五九二）。

⑫内閣文庫蔵『八洲文藻』巻第八十五所収（204-259）。

※このうち⑤・⑩・⑫・⑬・⑭は国文学研究資料館蔵の紙焼

き写真版に依る。

大きく分類して、所収歌数一四五首の家集を第一系統本と呼び、同一七八首の書陵部蔵の孤本を第二系統本とする点は先覚の分類に変わらないが、他に端作りに「家集の内」、作者表記「守覚法親王」と記す未分類の抄出詠がある。書陵部・彰考館・盛岡中央公民館・内閣文庫蔵の近世編纂になる『八洲文藻』等所収歌で、いずれも第一・第二系統本で重複する家集末の哀傷歌十首（第一系統本の番号で一三六〜一四五）に該当し、両系統諸本と校合しても殆ど本文異同が見られず、書写奥書や集付け・注記もなく、どちらの系統本より切り出されたか分からない。取り敢えず第一・第二系統本とは別に《家集末抄出詠》と呼んで分類する。これらは以下の考察に直接関わらないため、ここでの指摘・分類に留めておく。

また細かく見ると、第一系統本に大別される諸本は所収歌数・配列から更に分類できそうである。そこで歌数・配列が神宮文庫本と一致する十本の伝本をA本とし、ついで所収歌数・配列順はA本に同じだが、末尾に「入撰集不見當集歌」との勅撰集入集歌十九首を付載する榊原本を同B本に区分する。

河野本・東大本・国会図書館本もA本と同じく一四五首を収めるが、雑部一〇九番から一三三番までの配列順序が異なる。即ち、A本の歌番号で言う一〇九番詞書「述懐」の直後に一二二番詞書の後半部分「雅頼卿のもとより」が記され、以下一二二番歌から一三三番歌までが続き、その後一〇九番の歌本文から一二二番詞書の前半部分が来る。一三四番歌以降の配列に異同は見られないが、結果的に一三四番詞書の前一二二番詞書の前半部分（次の傍線部）が来るため、意味不分明の詞書となる。（次の引用は東大本に依る）

和泉國新家といふ所にて塩湯あみしに源中納言嵯峨の邊に時々遊ひなとせし所にあるしうせてのち事ともひきかへてあらぬきまなりしかは

(傍線は稿者による、以下同)

右は一〇九番より一三三番相当の数字を綴じ違えた伝本が依拠本以前にあり、それを転写したことによる錯簡であろう。この三本は錯簡のほか、集中の同一箇所仮名草体の誤認誤写とみられる本文異同が散見し、親子関係と言えないまでも、兄弟関係にある伝本とは言えそうである。従つて右の三本を第一系統C本に分類する。後にこれは書陵部本と第一系統本の関係を考察する際に関わってくる。

第一系統諸本について所収歌数・配列から細かな分類を試みたが、奥書・左註の有無についても若干触れておきたい。

先述した同系統諸本の中では、神宮文庫本の一本だけが、天明二年弥生下旬一校了 勤思堂村井敬義藏

との書写奥書を持つ。他は近世期書写と推測できる伝本が多いが、具体的な書写時期は分からない。

また高松宮本を除く諸本には、三二番歌左に、

右哥続古今慈鎮和尚哥に今朝ミレハ雪もつもの浦なれやはま

松かえの浪につくまで相似敷 (引用は天理本に依る)

との左註がある。神宮文庫本では、この部分「今ミレハ」と「朝」字が抜け、その右に朱筆で「朝」と書き添えがあるから、左註が『続古今集』成立以降、天明二年の村井敬義校合以前に付されたこととは分かるが、それ以上の記載時期の特定は難しい。前述の高松宮本にしても、書写者が依拠本の左註を除いて書写したか、依拠本自体に左註がなかったか、は現存資料からは確かめようもない。先に第一系統諸本を歌数・配列順から細分し、奥書・左註の有無に触れ

なかったのは、こうした理由による。

(三)

現存する諸伝本を粗々整理したところで、書陵部本(第二系統本)の考察に入りたい。この家集は第一系統本との共通歌八四首のほか、『御室五十首』歌三九首、『正治百首』歌五四首より成る。書誌は既に片野達郎氏が述べておられるので、論旨の都合上、左にそれを引用する。

書陵部蔵本(五〇一・三〇四)は、二二・二四×一六・〇四の列帖装一帖。表紙は水玉模様内書り鳥の子紙。本文料紙は五色の栞紙。外題は表紙中央に打付けに「守覚法親王集」。第一紙表中央に同筆で「守覚法親王集」。ともに重元天皇宸筆である。内題は「北院御室集」。本文は第二紙裏より始まり、一面一〇行、一首二行書き。墨付二七丁で江戸初期の書写。本文末尾に親王の略伝を載せている。(『私家集大成』中世I所収『守覚法親王集』解説)稿者が披見したところでは、全体的に余り書写状態の良い伝本とは言えず、集中には仮名・漢字草体の誤認誤写とみられる箇所や、本行本文の空白が散見する。

例えば四四番歌の次に、詞書「螢照海濱」のもと、「いつのまにミね」まで記して以下空白の箇所がある。参考までにその部分を左に掲げ、直後の二首を含め甲・乙・丙の歌番号を以て記す。

甲、いつのまにミね

乙、いせのうみきよきはまへをてるかけを

たまとひろへはほたるなりけり

夕立

丙、いつのまにミねうつりして□□□□□□

ひとむらさめのゆふたちのくも

(□は一字分の空白を示す、以下同)

細かく見ると、丙歌の初句以下七字(傍線部)は、甲と仮名草体の字母を含めて一致し、乙・丙両歌の初句の句頭三字も、「いせの」と似通っている。また現存の守覚詠歌中に初句「いつのまに」で始まる歌は丙歌以外に見当たらないから、甲の本文は、靈元天皇もしくはそれ以前の書写者が目移りから丙歌本文を誤写したものと見て良からう。これについては既に「転写ミス歌か」(上條彰次氏・新編『国歌大観』解題)とのご指摘があり、小稿でも右の吟味を踏まえ、甲を一首と見做さず、書陵部本の所収歌数を一七七首と数える。――以下では、四五番歌以降の引用に際しては、先覚の付した歌番号より一番減ることになる――。

他にも書陵部本には空白の本文、即ち欠文が見られる。それも、四二番歌の第五句「よかれしつ□らん」、九二番歌の第四句「す□のゝくれに」、一七一番歌詞書中の「ありしを□に:」、との各一字分の空白を除けば、他はいずれも行末を欠く欠文で、一丁裏面の春部二番から十四丁裏面の冬部九九番に至る間の歌本文に断続的に見られる。ここで取り上げたいのはこの行末の欠文である。

具体的に欠文箇所を指摘してみる。その際、前の欠文箇所から次の欠文箇所までの間隔を、その欠文が見られる始めの行から次のそれまでの行数を以て示すことにする。

最初の欠文は一丁裏面の二番歌から二丁表面の四番歌にかけて見られる。この部分を左に掲げる。(下段括弧内は出典を示す)

本

二 あまのとのあくれハやかてくるはる□

とりのねよりそぎ、ハし□□□ (||御室五十首)

三 としくれしなごりのゆき□□□□□

あとたにつけて□□□□□□□ (||正治百首)

早春(一ウ)

四 たにかけははるめきやら□□□□□

(||御室五十首)

きゆればはこぼるゆきのしたみつ
欠文は、二番歌の第三句末と次の行の第五句末、三番歌の第二句末・第三句と次の行の第五句、丁変えした第二丁表面の四番歌第二句末と第三句、に各々見られる。いわば欠文は、三番歌を中心に前後の二・四番歌に及んで生じている。

次の二丁裏面にも欠文がある。九番歌の第三句と次の行の第五句末、十番歌の第二句末・第三句と次の行の第五句、十一番歌の第三句末、に各々見られ、丁変えした三丁表面には欠文はない。九番歌上句は、前の二番歌上句の欠文から数えて十九行目となる。

三丁裏面では、十六番歌の第三句、十七・十八番歌の各々第二句中程から第三句までと次の行の第五句、に欠文がある。先の二丁裏面の九番歌上句から数えると、十六番歌上句は二〇行目にあたる。また十九番歌も、
くれぬなり歌

十九 けふもまたあかぬなごりに□□□□□

あはれたちうきはなのかけかな(三ウ) (||正治百首)

と第三句を欠く。その右に本文と同筆で「くれぬなり歌」とあるが、『正治百首』所収歌では同句「くれはてぬ」とあり、これがどのような資料に基づく書き入れかは分からない。

四丁裏面では、二四番歌の第三句、二五番歌の第二句末から第三句と次の行の第五句、二六番歌の第三句末、が各々空白である。二

四番歌上句は前の二六番歌上句から数えて二二行目にあたる。

五丁裏面では、二九・三〇番歌の各々第二句末から第三句と第五句末に空白があり、四丁裏面の欠文箇所（二四番歌上句）から数えて十九行目に二九番歌がくる。

六丁裏面では、三八・三九番歌の各々第二句末・第三句と第五句が欠文で、三八番歌上句は前の二九番歌上句から数えて二二行目にあたる。ついで七丁裏面は、四六番歌の第三句と、四七番歌の第三句および次の行の第五句末、に欠文がある。四六番歌は前の三八番歌から数えて二四行目となる。歌番号が従来のそれと一番減るのも、この七丁裏面からである。

八丁裏面では、前の四六番上句から数えて二一行目の五四番歌第二句末から第三句にかけて欠文が見られる。次の行の下旬は一行まると空白で、こうした欠文は集中でも他に例を見ない。何らかの事情で判読不能になり、一行空白のまま書写したものであろう。この直後の五五番歌は第三句の本文を欠く。

九丁裏面は六二番歌の第三句に欠文があり、これは前の五四番歌上句から二一行目にあたる。次の六三番歌の第三句と、丁変えした十丁表面の同歌下旬末にも、欠文が見られる。

十丁裏面の欠文は「月」題を詠んだ六九・七二番歌に見られ、六九番歌は前の六二番歌上句から数えて二〇行目にあたる。欠文は、いずれも行末の第三句（末）に生じており、殊に七一番歌下旬のそれは丁が変わった十一丁表面にある。

十二丁表面以降は、十三丁表面、十四丁表面、及び同裏面、に欠文が見られる。十二丁表面では、八〇番歌の第三句と次の行の第五句末、八一番歌の第三句末、が各々欠けている。八〇番歌は前の六

九番歌から数えると二六行目になる。次に十三丁表面では、八六番歌の第三句末が空白で、前の八〇番歌上句から数えて二二行目となる。十四丁表面では九三番歌の第三句末に、同丁裏面では九八・九九番歌の各々第三句末に、欠文がある。これらは前の八六番歌・九三番歌から数えて各々二〇行目・一八行目にあたる。

以上、一丁裏面から十四丁裏面までの行末に見られる欠文を指摘した。各丁（面）間で多少揺れるものの、それは二〇行前後の間隔で位置する一四首の歌本文に生じている。始めの数丁では歌本文中程から行末に至る欠文が散見するが、丁数が進むに連れて欠文の量は減少し、七丁裏面以降は、五四番歌の例を除き、行末の第三句・第五句に限って見られる。現存の書陵部本に欠文発生を窺わせる外的損傷はないから、明らかにそれは霊元天皇の依拠本以前に生じている。

こうした状況を踏まえると、欠文は、書陵部本以前の原本もしくは転写本が下小口から料紙中央にかけて焼損などの物理的損傷を蒙り、その結果二十行前後の間隔で十四丁裏面までに生じた、と解した方が無理がない。詞書に欠文がないのも、四季部は漢字一四字の歌題が殆どで、行末に及ぶ詞書本文が僅かとの理由に依ろう。

書陵部本の欠文発生を右のように推測したが、この欠文を生じた原本もしくは転写本を以下（第二系統破損本）と呼ぶと、書陵部本は歌本文の第三句・第五句の二箇所欠文が散見するから、これもまた和歌一首二行書きであったと思われるが、それ以上の書誌的事項は確かめる術もない。

仮に粘葉装や列帖装などの冊子体の装訂本とすると、ちようと書背の下側（下小口）から中程に及んで物理的損傷を受けたことにな

くが、先述のように、この欠文の具体的な発生理由は分からず、右歌は両系統本間の検討材料としては保留とする。

異文は、書陵部本と内閣本が第二句「たけのはかけ」とするのに対し、他伝本は傍線部の「の」字を欠く。いずれが本来的かは判断できず、これも指摘に留める。

野宿見月

内閣 花・□□□

東大 花・すゝき

I他 □□□□

八〇 あきのゝにやとかる月をはな□□□あたりの露を

内閣 そ

東大 そ (↓他に河野本・国会図書館本)

I他 袖・

八〇 はらふ□てそふ

書陵部本八〇(Ⅱ第一系統六八)番の「野宿見月」題歌の場合、東大本・河野本・国会図書館本は第三句「花すゝき」とあるが、他の第一系統本と書陵部本は「すゝき」の語を欠いている。前者は文法的意味的に無理なく通じるが、東大本他二本のみに見られる点には注意を要する。

というのは、これらは(Ⅱ)の伝本分類で第一系統C本に区分し、錯簡があると指摘した近世書写の伝本である。錯簡のほか、右三本には独自異文が散見するから、当面歌の第三句も、本来は神宮文庫本他に同じく「花」以下空白のまま写されてきたものを、書写者が一首中の「あきのゝ」「はらふ」「そで」からの連想で「すゝき」の語を補った可能性も考えられる。右三本の「(はな)すゝき」の

本文は書写者補入の可能性を含めて存疑とした方が良さそうである。

このほか異文は、内閣本第二句に「やとれるつき」とあるが、同本のみ独自の異文であり、ここでは取り上げない。書陵部本の第五句末の「はらふてそふ」は字足らずで、おそらく第一系統諸本に見られる「そてそふ」の「そ」字の誤脱に依るものである。

月澄海辺

天理 □□□□□

島原 □□□□□

I他 □□□□□

八一 しほたるゝ伊勢おのあまの□□□□□さまにもおはず

天理 かけ

島原 かけ (↓他に神宮文庫本・永井本)

I他

八一 うつる月かな

前掲歌の直後の八一(Ⅱ第一系統六九)番歌にも欠文があり、書陵部本・第一系統諸本ともに第三句を欠く。下句は両系統諸本に欠文は見られない。異文のうち、天理本の第四句「さまにもおよす」は意味不分明であり、天理本・島原本・神宮文庫本・永井本の第五句「うつる月かけ」は文法的意味的に無理はないが、いずれが本来の本文かを確かめる術がなく、ここでは指摘するに留める。

以上、第一系統諸本に共通する欠文をすべて掲げた。吟味した四首のうち、五四番歌は保留としたが、一〇・八一の両歌は書陵部本と第一系統本のほぼ同一箇所に見られる。八〇番歌は存疑としたが、東大本・河野本・国会図書館本を除けば、これも両系統本間で欠文箇所が一致する。

僅か二首——存疑の八〇番歌も含めれば三首——ほどだが、両系統本間で欠文箇所的一致が見られるわけで、これは偶然にしては一致し過ぎるように思われる。殊に書陵部本の欠文は虫損・焼損などで数丁にわたり生じたと推測できるのに対し、第一系統本の欠文は、六八・六九番は連続するものの、各々数丁の間隔を置いて生じており、何らかの事情で個々に生じたとしか捉えようがない。しかも第一系統本では、当面歌の前後および紙料反対側に焼損・虫損等による詞書・歌本文の空白は見られず、いずれの欠文も依拠本以前に生じた可能性が強い。

こうした両系統本間の欠文箇所の一致は、第一系統本の書写者が書陵部本以前の〈第二系統破損本〉の欠文箇所を参照したことによる、と解したらどうであろう。書写・校訂時に欠文を有する和歌本文を取り込む、との考えは不自然かもしれないが、依拠本段階以前の第一系統本の物理的破損を想定すればあり得る。仮に虫損・焼損等の物理的破損を蒙ったと推測する第一系統本を〈第一系統破損本〉と呼ぶことにすると、物理的損傷により空白を生じた〈第一系統破損本〉の書写・校訂に際し、書写者が既に〈あるいは同時期に〉欠文を生じていた〈第二系統破損本〉を参照したが、結果的に補訂不能な空白箇所がいくつか残り、それが現在の第一系統諸本に見る欠文と考えるのである。その際、書写者の手元に他の第一系統の完本があればわざわざ〈第二系統破損本〉を参照する必要はなからうから、その可能性は低いと思われる。この〈第一系統破損本〉を校訂した伝本が現存の第一系統諸伝本の親本筋に当たろう。

だが、遑って〈第一系統破損本〉がどのような物理的損傷を蒙り、それにより書写者が何時・どの程度〈第二系統破損本〉の本文を参

照したか、までは残存欠文からは推し量りがたい。わずかに窺えることは、各々の共通歌のうち、書陵部本で欠文がある反面、第一系統本の該当歌に欠文のない歌が五首（書陵部本の番号で十六・二五・六二・六九・七〇）あり、このうち他歌集にも採られ、書写・校訂時にその所載歌本文を参照可能な十六番歌（『和漢兼作集』所収）一首を除くと、残りの四首は〈第一系統破損本〉時点でも欠文を生じていなかった可能性が強い、といった程度である。他にも第一系統本には書陵部本（第二系統本）に対して本文異同が見られるが、それが〈第一系統破損本〉以前の本来の本文であるのか、〈第二系統破損本〉参照後の転写過程で生じたものか、は現存資料からは判断しがたい。

また、〈第二系統破損本〉参照後も第一系統本の転写過程で第二系統本が参照されることがあったのか、との点も気になるが、神宮文庫本の書写奥書を見てもそれという記述は無い。そこで各伝本中の異文注記を手掛かりに粗々推測してみたい。

第一系統本の異文注記は各伝本に見られ、紙幅の都合でそれを逐一指摘できないが、勅撰集入集歌との校合を窺わせる注記や、他の同系統伝本との校合を示す注記などが、散見する。それが、書陵部本（第二系統本）と本文異同を生じている箇所では、異文注記が殆ど見られず、有るにしても、他の同系統伝本が書陵部本と同じ異文を生じている場合に限られる。書陵部本の独自異文にいたっては諸伝本中に全く注記が見られない。要するに第一系統本では、勅撰集入集歌や他の同系統伝本との校合を窺わせる注記は散見するが、書陵部本（第二系統本）との校合を明徴する注記は見出しがたい、と言って良い。

一方、書陵部中の注記は全部で十四箇所ある。注記は本文と同筆だが、その記載者は特定しがたく、取り敢えず第二系統本の注記として取り扱うことにする。

具体的に見ると、この半分の七例は「本」との注記が占め、同本の歌番号でいう二・八・一〇二・一二三・一五四・一七〇・一七五番の詞書もしくは歌本文の、欠文箇所あるいは仮名・漢字草体の誤認誤写等によるとみられる意味不明な箇所が付されている。殊に第一系統本と共通する八・一五四・一七五の三首は、同系統本と本文異同を生じているにも拘らず、それと異文注記せずに「本」とのみ記している。

実は、書陵部本には、第一系統本——その諸本共通本文——に対する本文異同が二五首（十三・二七調・四六・五三・五八・六九・八三・八五・九四調・一〇七・一〇九・一一四・一三七・一五四・一五六・一六四・一六五調・一六六調・一六七調・一六八調・一七〇調・一七二・一七三・一七五調・一七六）に見られるが、書陵部本ではその一々に注記せず、前述の「本」の三例と同様に、意味不明な本文に加えられた注記ばかりが目に見える。一例を挙げると、

に敷

いせのうみのきよきはまへをに敷けるかけを（四五番上句）

の「に敷」は、第一系統諸本の本文と一致するが、これも意味不明な箇所にある。他に第一系統本の本文と一致する注記は六例（四二・八五・一〇九・一一四・一五六・一七〇番）あり、うち八五番・一〇九番を除く四首に見られる注記は、右の四五番歌に同じく疑問・推測の助辞「敷」を伴って書き添えられている。また第一系統本との共通歌ではないが、十九番歌第三句に見られる「くれぬなり

敷」との注記も同様である。その他の二例は、

八五 なにとこのにしへ八月のしるへせて

ことばともなくわれさそふらん（傍線部に「そ」）

一〇九 ふみわけんかたこそしらねみやまきの

雪のしたゆきまれのに敷かよひち（同「く」）

と、これも書写者の目移りや誤写が考えられそうな箇所にある。以上の七例が、集中で十四箇所を数える注記の残り半分である。

右は、書写者が第一系統本と校合して付した注記とも受け取れるが、それならば前述の「本」との注記箇所を含め、他の本文異同箇所や意味不明な箇所（一〇七番初句「まねかこと」など）に何ゆえ異文を注記していないか、が疑問として残る。これが他の第二系統本との校合を示すにしても、である。数多い本文異同のうちには、靈元天皇自身の誤写が含まれる可能性もあるが、それにしても六箇所の異文注記とは少ない。

そこで、注記は第一系統本や他の同系統伝本との校合結果を示すものではなく、書写者自らが意味不明な箇所についた、と解したかどうかであろう。書写者が依拠本の意味不明な箇所について、「本」（依拠本）のまま書写する一方、場合によってはその本来的本文を憶測して「に敷」（前掲）などと注記したと考えると、この注記の数や記載箇所の偏りも説明が付く。「くれぬなり敷」（前掲）との注記本文が撰歌資料の『正治百首』草稿本・編纂本いずれの現存伝本に見当たらないのも、無理もないこととなる。

異文注記を手掛かりに両系統本間の関係を粗々吟味したが、結果として、第一系統本の書写者は（第一系統破損本）の折に（第二系統破損本）を参照したと推測されるものの、それ以降、書写校訂に

際して第二系統本を用いた形跡は見られず、また第二系統本の書写者も書写校訂時に第一系統本を参照しているとは言いがたい。どうやら両系統本間の交渉は、〈第一系統破損本〉時の一度を除きそれという明徴を欠く、と言うに留めた方が良さそうである。

〈五〉

前節では、両系統本の欠文箇所や異文注記を取り上げたが、配列の相違にも注意したい。両系統本の共通歌においては、配列順序は殆ど一致するが、僅かに一か所で歌順が前後する。それは第一系統本七八・七九番（＝書陵部本八八・八七）歌で、左に神宮文庫本の当該箇所を掲げてみる。

紅葉

七七、そめのこす木々のもみちもあらしとてしくれは山をめぐるなりけり

七八、もみち葉のこかれわたるや秋をやくけしきのもりの梢なるらん

紅葉日浅

七九、いつしかは色に出しとしのふやま下葉よりこそもみちそめけれ

直前の七六番歌は「搦衣」題、直後の八〇番以降は「水辺菊」（八〇）「野外秋尽」（八一）と歌が続き、この間に右の「紅葉」関連の歌が配されている。書陵部本ではこの部分左のようになっている。

紅葉（＝正治百首）

八六、かくとたにまたよにちらしおくやま□いはかけまゆみいろつきにけり

紅葉日浅（＝第一系統七九）

八七、いつしかハいろにいてしとしのふやましたハよりこそもみちそめけれ

杜紅葉（＝第一系統七八）

八八、をしなへてこかれわたるやあきをやくけしきのもりのこすゑなるらん

第一系統本の七七番歌に代わり、『正治百首』歌が「紅葉」題歌として配され、次に八七番歌（第一系統本七九）、八八番歌（同七八）と続く。その際、八七番歌は新たに「杜紅葉」題とされ、初句も「もみち葉の」から「をしなへて」に変えられている。これにより「いはかけまゆみいろつき」始め（八六番）、「しのふやま」が「もみちそめ」（八七番）、そして「をしなへてこかれわたる」「けしき」（八八番）へと、紅葉が徐々に広がる様子が順に詠出されることになる。

第一系統本の歌の配列では、「紅葉」題から「紅葉日浅」題という具合に、余り工夫された配列とは言いがたい。両系統本の歌題配列では、素題から結題という規則性が見られるので、これも「紅葉」題が「紅葉日浅」より前に置かれたのだろうが、それを書陵部本（第二系統本）では、七九番の「紅葉日浅」題歌の位置を前にずらす一方、「杜紅葉」題を新設し、合わせて七八番初句を「をしなへて」と改変することで、こうした一連の紅葉の詠出を可能にしている。この第一系統本の七八番歌と書陵部本八八番歌については、「初句を異にするのみの一種の共通歌か」（新編『国歌大観』上條氏解題）とのご指摘もあるが、字句の改変は以上のような配列構成の工夫に伴うと推測されるので、「共通歌」と見做して良いと思われる。僅か一箇所の歌順の相違ではあるが、これも第二系統本が第一系統本を再編集した可能性を示唆するものと言えよう。

〈六〉

第二系統本は第一系統本を踏まえ、『御室五十首』や『正治百首』歌を取り入れるとともに、前述のような歌題配列の工夫を試みた節

が見受けられる。とすると、第二系統本を一体誰が再編集したのかとの点は気になるが、現存資料からは明らかかなことは分からない。

因みに、定家の『明月記』寛喜二年一月廿九日条を見ると、

北院御室許御集、昨今染老筆即返上了、三巻如切紙、一行書一句、早速之由有御氣色云々

とあり、定家は「昨今」の間に「北院御室許御集」を書写・返上することがあったらしい。

注目したいのは「北院御室許御集」との記述で、これは、守覚の手許にあった別人の御集、もしくは守覚自身の御集、という両様の解釈ができる。前者とすると、所持者名のみを掲げて当の御集名を記さない点が不審に思われる。又寛喜二年には守覚は入滅しており、当時の「御集」所持者は定家の返上した相手、即ち「早速之由」との「御氣色」を示した人物と見て良く、前者の解釈では回りくどい表現となり、意味も曖昧になる。従って、後者の、守覚の（手許にあったその）御集の意で解しておきたい。

定家の記述によると、「御集」は「三巻如切紙、一行書一句」とある。現存の第一・第二両系統及び『家集末抄出詠』は近世書写の冊子本で、和歌一首を一行もしくは二行に記すから、「御集」はいずれとも一致しない。ただ、定家の「御集」書写は『御室五十首』『正治百首』成立後であるから、「御集」が第一系統本である可能性と共に、それを再編集した第二系統本の可能性も考えられる。

そこで今度は、家集中の勅撰集入集歌に目を向けてみたい。守覚の勅撰集入集歌は全部で四二首あり、次はその勅撰集入集状況を表にまとめたものである。

計	家以	集外	第一の	一み	通	二み	第二の	載	計
9					9			千	載
5		1				4		新	今
2				1		2		勅	撰
1							1	後	撰
2						2		古	今
1		1			1			統	遺
1				1		4		統	撰
5					1			後	業
2					2			新	載
2		1			1			玉	拾
1						1		統	載
3				2		1		新	遺
3					2	1		新	拾
5		1			3	1		新	古
4	2	4		4	1	1	6	合	計

守覚の勅撰集入集歌は、第一・第二系統本の共通歌の中に十八首見られるほか、第一系統本から共通歌を除いた歌（右表の「第一のみ」）の中に四首、同じく第二系統本のそれ（同「第二のみ」）に十六首と、合計三八首が第一・第二いずれかの家集中に見られる。家集所収歌以外（同「家集以外」）では、『御室五十首』歌一首が

『新古今集』に、『正治百首』歌が『統拾遺集』『統後拾遺集』『新統古今集』に一首ずつ、入集している。

この勅撰集入集歌と家集所収歌を詞書（歌題）・本文の上から粗粗比べてみる。

まず両系統本共通歌の場合、その勅撰集入集歌の詞書は、僅か二首を除き、家集所収歌の詞書と一致するか、ほぼ一致する。「ほぼ一致」としたのは、勅撰集入集歌の詞書は家集のそれに対して若干記述内容の増減が見られるからである。例外とした二首は、『千載集』二八番及び『統千載集』七〇四番各入集歌で、どちらも詞書に「題しらず」と記すが、家集での前者（第一系統十一・第二系統十二）詞書は「梅」、後者（第一系統一〇六・第二系統一二二）詞書は「歳暮」とある。尤も、右二首の勅撰集における前後の歌を見ると、家集所収歌と同じ歌題歌が配されているから、詞書の「題しらず」は何らかの事情で付されたものと思われる。

また、歌本文に関しても本文異同が散見する。紙幅の都合で大きな異同箇所のみを指摘すると、例えば前述した第一系統本十一（第二系統十二）番歌の第二句は、「花にうつるふ」（高松宮本・内閣本・東大本・河野本・国会図書館本・神宮文庫本）、「花にこつたふ」（前記以外の第一系統本・書陵部本・千載集）と揺れている。同じく七四（第二系統八四）番歌は島原本・国会図書館本・永井本で当該歌を欠く上、その第五句は、「嗚もたつなり」（群書類従本・天理本・慶応本・統国歌大観本・関西大本）、「嗚□たつなり」（神宮文庫本）、「嗚もたつなる」（書陵部本・玄玉集入集歌・和漢兼作集入集歌）、「嗚もなくなる」（内閣本・東大本・河野本・新後拾遺集入集歌）、「嗚□なくなる」（高松宮本）、「嗚そたつ

なる」（榊原本）と異同を生じている。諸伝本間で大きく本文が揺れるのは右の二例ほどで、他は第一系統〇本に分類した三伝本の独自異文や、各伝本内部の仮名や漢字草体の誤認誤写に依ると推測される異文などが、散見する。

一方、前掲表の「第一のみ」、即ち第一系統本所収歌より両系統本共通歌を除いた歌の中には、僅かだが、勅撰集・私撰集入集歌との間に歌題もしくは本文の一致する場合が見られる。

例えば「郭公」を詠じた第一系統本三四番歌は、他に『玉葉集』三七一番に「聞郭公」題歌として採られており、両者の歌題は一致しないものの、歌本文における異同は見られない。また一一〇番歌（歌題「述懐」）は、家集のほか『統後撰集』一一九〇番と『万代集』三六八三番に入集し、前者の歌題は家集に同じく「述懐」とある。『万代集』の方は詞書に「五十首歌の中に」との記述しかないが、当面歌の前後には「述懐」題歌が並んでおり、これも「述懐」題歌と解して良からう。なお歌本文の第二句が、第一系統諸本と『万代集』で「（なにことを）まつともなしに」、『統後撰集』で「まつとはなしに」と異なるが、この異文が、『統後撰集』の転写過程で生じたものか、撰歌資料によるものか、は分からない。

さらに第一系統本の四五番歌は『閑月集』一五四番に採られ、どちらの詞書にも「杜辺納涼」とある。十四番歌は『月詣集』四二番入集歌で、双方詞書に「残雪未尽」と記す。同じく五〇番歌の歌題「七夕」は『月詣集』六一一番の同「七夕」と一致する。これらは、右私撰集と第一系統本のほかは現存他歌集に採られておらず、また本文異同も見られない歌である。

他方、第二系統本（書陵部本）より共通歌を除いた九三首中には、

十六首ほど勅撰集入集歌がある。いずれも『御室五十首』歌か『正治百首』歌であり、その勅撰集における各々の詞書を見ると、『御室五十首』『正治百首』各出詠歌と明記する場合が多く、乃至は「冬歌とてよみ侍りける」（『新古今集』六二九番）とそれら部立名を記す詞書か、「題しらず」（『新千載集』一九六番入集歌及び『新後拾遺集』三九八番入集歌）との詞書が見られる。これは右九三首中の『雲葉集』『万代集』『夫木抄』など私撰集入集歌の詞書についても、同じことが言える。

しかし、書陵部本所収歌の詞書には『御室五十首』『正治百首』出詠歌との記述はなく、いずれも「花」「時鳥」などの素題が記されており、家集所収歌と勅撰集入集歌の詞書は殆ど一致しない。僅かに一五二番歌の歌題「旅」が、『新拾遺集』八二八番及び『秋風集』一〇四〇番各入集歌のそれと重なるが、出典の『御室五十首』所収歌にも詞書「旅」とあるから、右の歌集撰者が『御室五十首』より撰歌した可能性も考えられる。

また各勅撰集における入集歌前後の歌題を見ても、家集所収歌のそれと一致する場合もあるが、一致しない場合も多い。後者の例を挙げると、書陵部本九番歌は「露」題歌だが、『新統古今集』六〇番の入集歌前後には「若菜」題歌が配されており、同じく九九番歌の「時雨」題に対して、『統古今集』六一五番の入集歌前後には「冬月」題と解せる歌が並んでいる、と言った具合である。

歌本文に関して、勅撰集入集歌との間には本文異同が散見する。例えば「郭公」を詠じた第二系統本三四番歌、

ほととぎすうの花やまのありすしてそらにしられぬ月になくなり
は、『新千載集』一九六番にも見られ、その詞書は「題しらず」、

歌本文の第二・三句は「うのはな山にやすらひて」とある。『新千載集』の当面歌前後には「時鳥」題歌が配されており、この点は家集所収歌の歌題と重なるが、右の歌本文第二・三句の異文は、出典の『正治百首』草稿本・編纂本のいずれにも見られず、『新千載集』入集歌における独自異文としか捉えようがない。

この他にも本文異同は散見する。それを左に掲げる。歌番号・本文は書陵部本により、括弧内は、それと同一本文の歌を収める歌集・歌合等を示す。

く（新統古今・正治百首）

九、かすミしてひかたにあさる□□□□こゝろあてにやいそな
つむ□□

き（新後拾遺・御室五十首）

七六、あれまもるのきハの月ハつゆしけししのふよりこそやとりそ
めけれ

た（玉葉集）

八九、くさかくれにハになれくるしかのねに人めまれなるほとをし
るかな（正治百首・秋風集・夫木抄）

え（統古今・正治百首・和漢兼作集）

九九、かくれぬと見れハたかまにかけも□□月もしくるゝむらくも
のそら

は（新勅撰・御室五十首・三百六十番歌合）

一〇二、ふしのねハとけてもそらにしられりくもよりうへに見ゆ
るしらゆき

と（玉葉集）

一一三、うらまつハこしにおつる月かけに千とりつまよふすまの

あけほの（御室五十首・三百六十番歌合）

じ（新拾遺・御室五十首・三百六十番歌合）

一五二、ふみなれぬとこのうら風身にシミてこゝろうきたつなミの
をとかな

このうち一〇二番歌の傍線部は意味不明で、「は」と「け」の仮名草体の誤認誤写に依り生じたものである。一五二番歌は直前の一五一番歌初句が「ふみなれぬ」とあるから、書写者の目移りによる誤写の可能性も考えられる。また八九・一一三番両歌の異文は『玉葉集』入集歌のみに見られ、前述した『新千載集』の例に同じく独自異文と言えらる。その他にも、第二系統本書写者の誤認誤写が考えられそうな異文もあるが、いずれも意味的文法的に無理はなく、ここでは指摘するに留めておく。

このように書陵部本（第二系統本）中の共通歌を除く歌（前掲表の「第二のみ」）の考察に関わり、勅撰集入集歌との比較を粗々試みたが、歌本文については、第二系統本の書写者の誤認誤写に依ると見られる異文、乃至は各勅撰集の独自異文、が散見するが、詞書（歌題）ほど大きな相違は見られない。これは、両系統本共通歌に含まれる第二系統本の本文についてもほぼ同様のことが言える。

そのうえ、第二系統本（両系統本共通歌を含む）中には、守覚の勅撰入集歌四二首のうち三四首があり、殊に守覚の『御室五十首』『正治百首』歌で勅撰集に入集した二〇首中、十六首が見られる。

こうした状況を踏まえると、第二系統本は、勅撰集に入集した『御室五十首』『正治百首』歌を踏まえて編まれた、即ち第一系統本中の勅撰集入集歌を含む八四首と、『御室五十首』『正治百首』中の勅撰集入集歌を含む九三首を合わせて再編集された可能性も考

えられそうである。その具体的な編集時期や編集者は分からないが、両系統本共通歌に『新後拾遺集』や『新統古今集』入集歌が含まれている点に留意すると、十三代集以降、即ち『新統古今集』成立の永享十一年以降に編まれた、との想定もできるかもしれない。

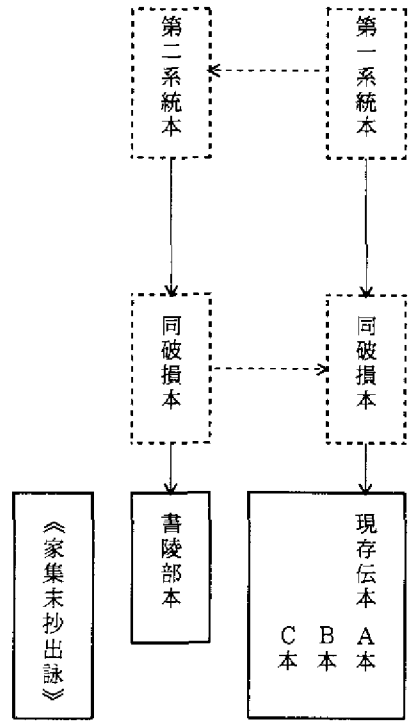
もちろん、これ以前に編まれ、偶然その所収歌が後代の勅撰集に採られたとの想定は可能である。だが、第二系統本は各勅撰集の撰歌資料の一つとして用いられていた、と解しても不自然でないほど勅撰集入集歌が散見するものの、第一系統本の如く、第二系統本（前掲表の「第二のみ」）所収歌の詞書（歌題）を踏まえたと推測できる勅撰集入集歌の詞書（歌題）は殆ど見られない。右の再編集年時の想定は、こうした点を踏まえてのものである。

定家の書写した「御集」がどのような伝本かは分からないが、第二系統本との可能性は、ひとまず除いておいて良さそうに思われる。

（七）

これまで書陵部本の吟味をもとに、第一系統本の転写過程における（第二系統破損本）関与の可能性を指摘した。その結果を踏まえ、伝本関係を図示してみたのが次頁の図である。実線で囲んだ部分は現存する伝本を指し、点線はその存在を仮想する家集乃至伝本を示す。点線の矢印は、一方が他方を踏まえて再編集もしくは校訂した意を表す。

諸伝本の関係を粗々まとめてみたが、（第一系統破損本）を踏まえた書写校訂に際して、第一系統本から第二系統本へという推定成立順序とは逆の、第二系統本から第一系統本への本文——推測し得る範囲で若干の欠文——取り込みの可能性を指摘できる点は注意さ



れる。これはまた、所収歌の面でも、第一系統本の現存伝本と成立当初の同本との関係を考えさせる。

例えば、第一系統本の五三（書陵部本五九）番歌は『御室五十首』『御室撰歌合』出詠歌であり、同五五番歌（同六五）は『正治百首』歌である。第一系統本は『千載集』成立以前の編集と推定され、右の定数歌は後年の建久・正治年間の催行だから、この二首が編集後の家集から同五十首・百首に転用された、と解することはできる。だが、先の両系統本との関係を踏まえると、書写者により、本文のみならず詠歌自体が第一系統本に取り込まれた可能性も考えられる。現存の第一系統本には他に後年の百首歌等への出詠歌は見出だせず、検討を要する歌は右二首を指摘するだけだが、先述のように〈第一系統破損本〉以前の同系統本については現存資料より窺う術はなく、右二首が第一系統本の成立当初から入っていたかは存疑とした方が良からう。

現存の第一系統本の所収歌・本文については、右二首の問題も含め、留意して扱う必要があるように思われる。

小稿では書陵部本を中心に、他伝本との関係を考察してきた。歌本文については余り言及しなかったが、書陵部本には誤写や欠文が多く見られる一方、僅かではあるが、第一系統本所収歌より本来的と推測される本文も散見する。この検討は別の機会に譲ることとして、ここでは両系統本の伝本関係を粗々考察した次第である。

※勅撰集・私撰集・歌合所収歌の引用は新編『国歌大観』に依る。

〔注〕

- (1) 伝本分類に関しては、既に『私家集大成』中世Ⅰ所収『守覚法親王集』解説（片野達郎氏執筆）や新編『国歌大観』第四巻所収『守覚法親王集』解題（上條彰次氏執筆）に言及がある。
- (2) 下谷逸子氏「『守覚法親王集』の研究——家集の成立について——」（『仏教文学』第六号、昭和五七年二月）
- (3) 東大本・河野本・国会図書館本の独自異文としては、例えば

第一系統本二番歌の、

二、おく山の谷のふるすのうぐひすもたかきにうつる

春はきにけり（↓東大本・河野本・国会図書館本）

春にあひけり

もその一つにあげられる。右三本には錯簡部分を含め、こうした他の同系統伝本に見られない本文が散見する。

〔付記〕小稿を為すにあたり、貴重な図書の閲覧をお許し下さった方々に厚く御礼申し上げます。

（筑波大学文芸・言語学系準研究員）